

## 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会規則

令和3年4月1日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款（以下「定款」という。）第13条に規定する理事会（以下「理事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 理事会は、定款第16条に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項について審議する。

(招集)

第3条 理事会は、定款第14条第1項及び第2項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、理事会を招集するときは、開催の3日前までに、日時、議題その他必要な事項を副理事長、理事及び監事に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第4条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 理事長が欠席の場合は、理事長があらかじめ指定した副理事長が議長となる。

3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

(会議)

第5条 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 理事会の開催に当たっては、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用することができる。

3 オンラインを活用した者及び付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席と扱う。

(議案)

第6条 理事会への議案の提出は、理事長が行う。

(役員以外の者の出席)

第7条 議長は、審議事項に関する説明又は意見を聴くため、必要に応じて役員以外の者を出席させることができる。

(議事録)

第8条 議長は、理事会を開催したときは、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第9条 理事会に関する事務は、法人事務局総務経理課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。